

別添1
(最終改正:令和3年9月16日)

対象国・地域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的な理由
ケニア	ヨーヒー豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	2、4-D	別表1の3によること。 ただし、コンテナによる小包形態で輸入された食品については、ロットを代表する庄屋の食品のうち、中部、下部の計15の食品を抽出し、抽出した食品を混同して1kg、1検体を採取すること。	平成17年11月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の採取法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2、4-Dが検出されるおそれがあるため。
コートジボワール	ココア豆 ココア豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	総アフラトキシン(B1、B2、G1及びG2) 2、4-D	別表2によること。 別表1の3によること。	平成23年8月16日付け食安発第0123022号「総アフラトキシンの採取法について」によること。 平成17年11月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の採取法について」によること。	総アフラトキシンが10µg/kgを超えるおそれがあるため。 基準値(0.01ppm)を超える2、4-Dが検出されるおそれがあるため。
スイス	非加熱肉製品 (加熱せずにご食用に限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月25日付け食安発第1126303号別添1「リステリア・モノサイトゲネスの検査法について」によること。	非加熱肉製品の成分規格に適合しないおそれがあるため。
スペイン	非加熱肉製品 (加熱せずにご食用に限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月25日付け食安発第1126303号別添1「リステリア・モノサイトゲネスの検査法について」によること。	非加熱肉製品の成分規格に適合しないおそれがあるため。
スウェーデン	乾燥いちじく又はイチジクを含む食品 (加熱せずにご食用に限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(B1、B2、G1及びG2) 副発ヒパリオ	別表2によること。 別表1の4によること。	平成23年8月16日付け食安発第0123022号「総アフラトキシンの採取法について」によること。 昭和34年12月29日厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	総アフラトキシンが10µg/kgを超えるおそれがあるため。 生食用乾燥いちじく及び生食用肉類製品の成分規格に適合しないおそれがあるため。
タイ	生食用及び生食用凍傷介類及び生食用冷凍凍傷介類に限る。 ゆで肉(豚肉に使用する際に加熱を要しないものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	副発ヒパリオ	別表1の4によること。	昭和34年12月29日厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用凍傷介類及び生食用肉類製品の成分規格に適合しないおそれがあるため。
タイ	オオハコエンドロ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	クロルピリホス	別表1の3によること。	平成17年11月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の採取法について」によること。	基準値(1ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
タイ	おくら及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する製造者から輸出された生鮮おくらを除く。	EPN	別表1の3によること。	平成17年11月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の採取法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるEPNが検出されるおそれがあるため。
タイ	グリーンアスパラガス及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する製造者から輸出された生鮮グリーンアスパラガスを除く。	EPN	別表1の3によること。	平成17年11月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の採取法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるEPNが検出されるおそれがあるため。
タイ	バナナ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する製造者から輸出された生鮮バナナを除く。	プロレキドン	別表1の3によること。	平成17年11月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の採取法について」によること。	基準値(0.03ppm)を超えるシベルメトリンが検出されるおそれがあるため。

別添1
(最終改正:令和3年9月16日)

対象国・地域(注1)	食品検査の対象食品等	条 件	検査の項目	試験法検査の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的な理由
タイ	生鮮バナナ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	生鮮バナナについては、別途指示された証明書の提出が義務付けられているもの、かつ別途指示されているもの、輸出検査官が検査したものを除く。 バナナについては、別途指示する製造業者が製造したもので、かつ別途指示された証明書の提出が義務付けられているものを除く。	クロルピリホス プロヒロキサゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付検査要項0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホス 基準値(0.01ppm)を超えるプロヒロキサゾールが検出されるおそれがあるため。
	バナナパン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する製造業者が製造した証明書の提出が義務付けられているもの、かつ別途指示する輸出検査官が検査したものを除く。	シネボルリン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付検査要項0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるシネボルリンが検出されるおそれがあるため。
	豚肉	別途指示する処理場において処理されたものを除く。	スルファジミン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付検査要項0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるイマザリルが検出されるおそれがあるため。
	養殖魚及びその加工品 (白焼き及び焼焼きに限る。)	別途指示する養殖業者が検査した証明書の提出が義務付けられているものを除く。	スルファジミン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付検査要項0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.10ppm)を超えるスルファジミンが検出されるおそれがあるため。
台湾	切身のラビドピロピロ(イミダゾール) [スモーク品(薫製品)と称しているものを除く。]	現場検査において、鮮紅色を呈するものが確認されたものに限り、平成10年1月16日付検査要項第6号及び第7号に基づき一般化政策による処理を要しない」と判断されたものを除く。	スルファジミン	別表1の4によること。	平成16年3月31日付検査要項0331002号別表2の別添1「ウナギ産産品の合成抗菌剤一者分析法」によること。	スルファジミンが残留しているおそれがあるため。
	食品 (加工品、簡易な加工品、食用油脂、塩及び塩のみにて調製したものを除く。)	別途指示する製造業者で製造されたものに限り。	一酸化炭素	別表1の2によること。	平成28年4月4日付検査要項0404第3号「養殖魚の一酸化炭素の試験法について」によること。	一酸化炭素が使用されているおそれがあるため。
中国	養殖魚及びその加工品	別途指示する養殖業者及び加工業者が検査した証明書の提出が義務付けられているものを除く。	サイクアミン酸	別表1の1によること。	平成15年9月29日付検査要項0929010号「サイクアミン酸」に関する試験法について」によること。	サイクアミン酸が使用されているおそれがあるため。
	養殖魚及びその加工品 (白焼きに限る。)	別途指示する養殖業者及び加工業者で製造されたものを除く。	オキソリニク酸	場については別表1の4によること。 加工品については別表1の7及び平成19年8月8日付検査要項0808002号によること。	平成17年1月24日付検査要項0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるオキソリニク酸が検出されるおそれがあるため。
	生食用バナナ	別途指示する製造業者で製造されたものに限り。	スルファジミン	場については別表1の4によること。 加工品については別表1の7及び平成19年8月8日付検査要項0808002号によること。	平成5年4月1日付検査要項0504第2号「食品中の残留合成抗菌剤の一者分析法(改定法)」によること。	スルファジミンが残留しているおそれがあるため。
中国	スロパン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する製造業者で製造されたものに限り。	腸炎セブチオ	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の残留基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分構成に適合しないおそれがあるため。
	スロパン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する製造業者で製造されたものに限り。	エンプロロキサシン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付検査要項0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	エンプロロキサシンが残留しているおそれがあるため。

別添1
(最終改正：令和3年9月16日)

対象品名(品名)	製品検査の対象食品等	条件	検査項目	検査品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的な理由
ネーブル	そば(炒を含む)	-	総アフラトキシン(AフラトキシンB1、B2、G1及びG2の総和)	別表2によること。	平成29年8月18日付け食安監第016第2号「総アフラトキシンの検査法」についてによること。	総アフラトキシンが0.10μg/kgを超えて付着し又は含有しているおそれがあるため。
バナナ	どらもち(芋味を除く)及びその加工品(むちのみを5%以上含有するものに限る。)	-	総アフラトキシン(AフラトキシンB1、B2、G1及びG2の総和)	別表2によること。	平成29年8月18日付け食安監第016第2号「総アフラトキシンの検査法」についてによること。	総アフラトキシンが0.10μg/kgを超えて付着し又は含有しているおそれがあるため。
バナナ	この種の種芋及びその加工品(商標加工に限る。)	別途指示する輸出業者から輸出されたものに限る。	カルニリン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安監第0124001号「食品に残留する農薬、肥料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の検査法」についてによること。	塩化カルニリンが0.01ppmを超えるカルニリンが検出されるおそれがあるため。
バナナ	赤いからし、ターメリック、ひよこ豆又は落花生を含む食品	別途指示する製造業者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(AフラトキシンB1、B2、G1及びG2の総和)	別表2によること。	平成29年8月18日付け食安監第016第2号「総アフラトキシンの検査法」についてによること。	総アフラトキシンが0.10μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
バナナ	生食用ウニ	別途指示する製造業者で製造されたものに限る。	毒素ヒアリオ	別表1の4によること。	昭和34年9月1日厚生省第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鱈魚介類及び生食用冷凍鱈魚介類の成分規格に適合しないおそれがあるため。
バナナ	生食用切り身まぐろ	別途指示する製造業者で製造されたものに限る。	サルモネラ属菌	別表1の4によること。	平成28年3月17日付け食安監第54号別添1の第3の1の(3)「サルモネラ属菌の検査法」によること。	サルモネラ属菌で汚染されているおそれがあるため。
バナナ	おくら及びその加工品(簡易加工に限る。)	別途指示する輸出業者から輸出された生鮮おくらを除く。	トコトコリン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安監第0124001号「食品に残留する農薬、肥料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の検査法」についてによること。	トコトコリン(0.01ppm)を超えるトコトコリンが検出されるおそれがあるため。
バナナ	バナナ及びその加工品(簡易加工に限る。)	別途指示する輸出業者又は包装業者から輸出された生鮮バナナを除く。	フィロロ	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安監第0124001号「食品に残留する農薬、肥料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の検査法」についてによること。	フィロロ(0.005ppm)を超えるフィロロが検出されるおそれがあるため。
バナナ	マンゴー及びその加工品(簡易加工に限る。)	別途指示する製造業者で発行した証明書が添付されているものであって、かつ登録輸出業者から輸出された生鮮マンゴーを除く。	クロルピリホス シメクトリン フェニエト	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安監第0124001号「食品に残留する農薬、肥料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の検査法」についてによること。	クロルピリホス(0.05ppm)を超えるクロルピリホス、シメクトリン(0.05ppm)を超えるシメクトリン、フェニエト(0.01ppm)を超えるフェニエトが検出されるおそれがあるため。
バナナ	ソフト及びセミハード(MF9B)以上のものタイプのナチュラルチーズ(注3)	別途指示する製造業者で製造されたものに限る。	リスアリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成28年11月28日付け食安監第128第3号別添1「リスアリア・モノサイトゲネスの検査法」についてによること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため。
バナナ	ナチュラルチーズ	別途指示する製造業者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O103	別表1の4によること。	平成28年11月20日付け食安監第120第3号別添1「食品からの腸管出血性大腸菌O103、O111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O103で汚染されているおそれがあるため。
バナナ	ナチュラルチーズ	別途指示する製造業者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O26	別表1の4によること。	平成28年11月20日付け食安監第120第3号別添1「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O26で汚染されているおそれがあるため。
バナナ	ナチュラルチーズ	別途指示する製造業者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O145	別表1の4によること。	平成28年11月20日付け食安監第120第3号別添1「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O145で汚染されているおそれがあるため。
バナナ	ナチュラルチーズ	別途指示する製造業者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O157	別表1の4によること。	平成28年11月20日付け食安監第120第3号別添1「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O157で汚染されているおそれがあるため。
バナナ	ナチュラルチーズ	別途指示する製造業者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O26	別表1の4によること。	平成28年11月20日付け食安監第120第3号別添1「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O26で汚染されているおそれがあるため。
バナナ	ナチュラルチーズ	別途指示する製造業者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O111	別表1の4によること。	平成28年11月20日付け食安監第120第3号別添1「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O111で汚染されているおそれがあるため。
バナナ	ナチュラルチーズ	別途指示する製造業者で製造されたものに限る。	リスアリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成28年11月28日付け食安監第128第3号別添1「リスアリア・モノサイトゲネスの検査法」についてによること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため。
バナナ	赤いからし又はヒスチンチオナチンを含む食品	別途指示する製造業者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(AフラトキシンB1、B2、G1及びG2の総和)	別表2によること。	平成29年8月18日付け食安監第016第2号「総アフラトキシンの検査法」についてによること。	総アフラトキシンが0.10μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。

別添1
(最終改正:令和3年9月16日)

対象国・地域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的な理由
	非加熱食品(加熱せず)に限る。)	製造指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトグネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添1リステリア・モノサイトグネスの検査についてによること。	検査を受けることを命ずる具体的な理由 非加熱食品(加熱せず)に限る。 おそれがあるため。
	ソフト及びセミハード(MF/FB6以上)のもの (タイプAのナチュラルチーズを主要原料とする食品 (加熱せず)に限る。)(注3)	製造指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトグネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添1リステリア・モノサイトグネスの検査についてによること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため。
	ソフト及びセミハード(MF/FB6以上)のもの (タイプAのナチュラルチーズ(注3)	製造指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトグネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添1リステリア・モノサイトグネスの検査についてによること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため。
米國	とまろこし(粉を含む、中味種を除く。)	-	総アフラトキシン(AフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	(1)容器包装に入れたものについては、別表2によること。 (2)本製品にバルク形態で製造されたものについては、次のとおりとする。 ①パッチにおいてサンプリングを行う場合、上瓶、中瓶、下瓶の各層において15ヶ所から計10ヶ所以上を採取したものを総分してB _{eq} とし、それぞれ検体(合計検体)とする。 (注2) ②サイロ又はセパンク以下サイロ等(サイロ)において、サイロアングラを進行場合には、サイロの底層からサイロアングラ等の25cm(または20cm)以上の深さの部分を採取し、サイロアングラを粉分して5kgとし、それぞれ検体とする。 ③コンテナにバルク形態で輸入される食品については、任意のコンテナ内の上層、中部、下部の計3ヶ所から計10ヶ所以上を採取したものを総分してB _{eq} とし、1検体とする。	平成26年9月16日付け食安第0916第2号(総アフラトキシンの検査法)について、又は平成26年10月16日付け食安第0918第2号(10ヶ所中の総アフラトキシンの検査法)について、を示す両測定装置を用いた試験法によること。	総アフラトキシンが10µg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。
	花びらつゆ	-	総アフラトキシン(AフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表2によること。	平成23年9月16日付け食安第0916第2号(総アフラトキシンの試験法)についてによること。	総アフラトキシンが10µg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	ヒスタチナナッツ及びその加工品 (ヒスタチナナッツを10%以上含有するものに限る。)	-	総アフラトキシン(AフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表2によること。	平成23年9月16日付け食安第0916第2号(総アフラトキシンの試験法)についてによること。	総アフラトキシンが10µg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。
	食品 (平成19年7月6日付け食安第0706002号(最終改正:平成30年11月28日付け食安発1128第4号)に示すもの。)	製造指示する製造者で製造されたものに限る。	放射線照射	別表1の3によること。	平成19年7月6日付け食安第0706002号(最終放射線照射された食品の検査法)についてによること。	放射線照射がおこなわれているおそれがあるため。
	骨どからし及びその加工品(簡易な加工に限る。)	-	プロピコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加剤又は動物用医薬品の成分である物質の試験法」についてによること。	基準値(0.01ppm)を超えるプロピコナゾールが検出されるおそれがあるため。
	骨どからし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	プロピコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加剤又は動物用医薬品の成分である物質の試験法」についてによること。	基準値(0.01ppm)を超えるプロピコナゾールが検出されるおそれがあるため。
ベトナム	えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	モノプロボキサシン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加剤又は動物用医薬品の成分である物質の試験法」についてによること。	基準値(0.01ppm)を超えるモノプロボキサシンが検出されているおそれがあるため。
	オオノコンニドリロ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	クロルピリホス シペルメリン プロフェノホス ヘキサコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加剤又は動物用医薬品の成分である物質の試験法」についてによること。	基準値(1ppm)を超えるクロルピリホス、モノプロボキサシン、シペルメリン、プロフェノホス、ヘキサコナゾールが検出されるおそれがあるため。

別添1
(最終改正:令和3年9月16日)

対象国・地域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
	きび(学名:Panicum miltaceum)	-	トリクラチン プロヒコナゾール ヘキサコナゾール	別表1の3)によること。	平成17年1月24日付け食安審第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるトリクラチン、基準値(0.01ppm)を超えるプロヒコナゾール、基準値(0.01ppm)を超えるヘキサコナゾールが検出されるおそれがあるため。
	きび(学名:Panicum miltaceum)	-	総アフラトキシン(アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂)の総和	別表1の3)によること。	平成23年8月16日付け食安審第0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着しているおそれがあるため。
	シシトウ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	-	イソプロパチン トリクラチン ルフェネズール	別表1の3)によること。	平成17年1月24日付け食安審第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるイソプロパチン、基準値(0.01ppm)を超えるトリクラチン、基準値(0.01ppm)を超えるルフェネズールが検出されるおそれがあるため。
	にんじん及びその加工品(簡易な加工に限る。)	-	ヘキサコナゾール	別表1の3)によること。	平成17年1月24日付け食安審第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるヘキサコナゾールが検出されるおそれがあるため。
ペトナム	リアン及びその加工品(簡易な加工に限る。)	-	プロシミン	別表1の3)によること。	平成17年1月24日付け食安審第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるプロシミンが検出されるおそれがあるため。
	バナナ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	-	ベルメドリン	別表1の3)によること。	平成17年1月24日付け食安審第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるベルメドリンが検出されるおそれがあるため。
	かわはぎ及びその加工品	-	クロラムフェニコール	別表1の4)によること。	昭和34年12月19日厚生省令第370号「食品、添加物等の規格基準(別)によること。	クロラムフェニコールが検出しているおそれがあるため。
	水産食品(種別が不明なものは国内において十分な加熱(70℃1分又はこれと同等以上の)を施すことにより滅菌されることが確認できないものに限る。)	別途指示する業者が製造又は輸出したものに限る。	赤痢菌	別表1の5)によること。	平成11年1月9日付け林務省第1赤痢菌の試験法について」によること。	赤痢菌で汚染されているおそれがあるため。
	食品(加工品、簡易な加工品、食用油類、塩及び塩のみで調製したものを除く。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	サイクラミン酸	別表1の1)によること。	平成18年8月29日付け食安審第0829010号「サイクラミン酸に関する試験法について」によること。	サイクラミン酸が使用されているおそれがあるため。
ベネズエラ	ココア豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)	-	2, 4-D	別表1の3)によること。	平成17年1月24日付け食安審第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2, 4-Dが検出されるおそれがあるため。
ポーランド	乾燥いちじくを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂)の総和	別表1によること。	平成23年8月16日付け食安審第0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着しているおそれがあるため。
マレーシア	ゆめしほ(学名:トウモロコシ)の野菜で、にんにくとしそを併用加工した加工品(簡易な加工に限る。)	-	クロルピリホス	別表1の3)によること。	平成17年1月24日付け食安審第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
ミャンマー	緑豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)	-	チアトキサム	別表1の3)によること。	平成17年1月24日付け食安審第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるチアトキサムが検出されるおそれがあるため。

(注1)当該国以外から輸入されたものを指す。

(注2)各検体について総アフラトキシンの検査を実施し、1検体でも10μg/kgを超える検体が認められたロットについては、全量、食品衛生法第6条第2号違反として措置すること。

(注3)MPFBとは、脂肪以外のチアーズ重量中の水分含量(%)を指し、次式で求められる。 MPFB (percentage Moisture on a Fat-Free Basis) = チアーズの重量 / (チアーズの脂肪重量) × 100

別添2
薬生食輸発0916第2号
令和3年9月16日

各検査所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和3年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(イラン産ピスタチオナッツのイミダクロプリド及びベトナム産ピタヤ(ドラゴンフルーツ)のメタラキシル及びメフェノキサム)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和3年9月14日付け薬生食輸発0914第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、イラン産ピスタチオナッツのイミダクロプリドについて、検査命令を解除したことから、令和3年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加することとする。

また、ベトナム産ピタヤ(ドラゴンフルーツ)の輸入時のモニタリング検査において、食品衛生法第13条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、ベトナム産ピタヤ(ドラゴンフルーツ)のメタラキシル及びメフェノキサムに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和3年9月16日	イラン	ピスタチオナッツ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(イミダクロプリド)	
令和3年9月16日	ベトナム	ピタヤ(ドラゴンフルーツ)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(メタラキシル及びメフェノキサム)	YASAKA FRUIT PROCESSING LIMITED COMPANY

別表第2

(最終改正:令和3年9月16日)

対象国・地域	対象品目	検査項目	検査強化日
アルゼンチン	チアシード及びその加工品(チアシードを30%以上含有するものに限る。)	アフラトキシン	令和2年10月30日
	いんげん豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(オスルフロメチル)	令和2年12月16日
イタリア	うるち米(粉を含む。)	残留農薬(デルタメリン及びトラロメリン)	令和3年9月10日
イラン	ピスタチオナッツ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(イミダクロプリド)	令和3年9月16日
インド	脱脂大豆	アフラトキシン	令和3年3月9日
	アーモンド加工品(アーモンドを30%以上含有するものに限る。)	アフラトキシン	令和3年7月2日
	発酵茶及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(エチオン)	令和3年8月19日
オーストラリア	とうもろこし(粉を含む。甘味種を除く。)	アフラトキシン	令和3年3月23日
ガーナ	カカオ豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(シベルメリン)	令和3年6月29日
韓国	にら及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルフェナビル)	令和2年11月10日
		残留農薬(プロシミドン)	令和2年11月10日
	青とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(トリシクラゾール)	令和3年3月23日
	赤とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(テトラコナゾール)	令和3年3月23日
		残留農薬(ヘキサコナゾール)	令和3年4月16日
		残留農薬(プロビコナゾール)	令和3年6月24日
まくわうり(漬物用まくわうりを除く。)	及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(プロシミドン)	令和3年6月18日
スペイン	うるち米(粉を含む。)	残留農薬(テブコナゾール)	令和2年11月20日
		残留農薬(デルタメリン及びトラロメリン)	令和3年4月5日
スリランカ	赤とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(トリアノホス)	令和3年7月2日
タイ	オオバコエンドロ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(シベルメリン)	令和3年3月9日
		残留農薬(プロフェノホス)	令和3年3月9日
	きのこ(HED-KRA-DANGと称されるもの)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルピリホス)	令和3年3月5日

別表第2

(最終改正:令和3年9月16日)

対象国・地域	対象品目	検査項目	検査強化日
タイ	未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ジニコナゾール)	令和3年4月30日
		残留農薬(フルシラゾール)	令和3年4月30日
		残留農薬(ヘキサコナゾール)	令和3年4月30日
台湾	バナナ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ピラクロストロビン)	令和3年3月9日
		残留農薬(デルタメトリン及びトラロメリン)	令和3年4月22日
		残留農薬(イミダクロプリド)	令和3年5月12日
タンザニア	ごまの種子及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(イミダクロプリド)	令和3年3月23日
中国	にら及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルフェナビル)	令和3年2月26日
		残留農薬(プロシミドン)	令和3年4月5日
	きくらげ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルピリホス)	令和3年6月15日
		残留農薬(イミダクロプリド)	令和3年8月26日
	未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ヘキサコナゾール)	令和3年6月24日
	えだまめ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ジフェノコナゾール)	令和3年9月14日
菜の花及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ピリダベン)	令和3年9月14日	
トルコ	ひよこ豆及びその加工品(ひよこ豆を30%以上含有するものに限る。)	アフラトキシン	令和3年5月26日
バラグアイ	チアシード及びその加工品(チアシードを30%以上含有するものに限る。)	アフラトキシン	令和3年5月26日
パレスチナ(ヨルダン川西岸及びガザ)	アーモンド加工品(アーモンドを30%以上含有するものに限る。)	アフラトキシン	令和2年12月22日
ブラジル	ブラジルナッツ加工品(ブラジルナッツを30%以上含有するものに限る。)	アフラトキシン	令和3年8月4日
ブルキナファソ	ごまの種子	アフラトキシン	令和3年7月2日
ベトナム	シソクサ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(イプロベンホス)	令和3年6月4日
		残留農薬(ジフルベンズロン)	令和3年6月4日
		残留農薬(ヘキサコナゾール)	令和3年6月4日

別表第2

(最終改正:令和3年9月16日)

対象国・地域	対象品目	検査項目	検査強化日
ベトナム	PUK WHAN(アマメシバ)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ピリダベン)	令和2年9月29日
		残留農薬(ベルメリン)	令和2年12月1日
		残留農薬(インドキサカルブ)	令和3年2月3日
		残留農薬(プロフェノホス)	令和3年2月3日
	きび(学名: <i>Panicum miliaceum</i>)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(臭素)	令和3年2月26日
	レイン(ライチ)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(トリシクラゾール)	令和3年6月18日
	ピタヤ(ドラゴンフルーツ)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(メトラキシル及びメフェノキサム)	令和3年9月16日
ベネズエラ	カカオ豆	残留農薬(シベルメリン)	令和3年5月26日
ペルー	バナナ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(フィプロニル)	令和3年1月27日
南アフリカ	りんごジュース(原料果汁がりんごに由来するものに限る。)&び原料用りんご果汁	ハツリン	令和3年8月23日
メキシコ	いちご及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(フェナザキン)	令和2年12月3日
	青とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(プロピコナゾール)	令和2年12月25日
	芽キャベツ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ピリダリル)	令和3年3月5日

.....

別表第3

(最終改正:令和3年9月16日)

対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者	検査強化日
アルゼンチン	いんげん豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(メスルプロンメチル)	CALLERIS SNC DI CALLERIS GIOVANNI AND C.(イタリア)	令和2年12月16日
イタリア	食品(小麦を含むものに限る。)	残留農薬(ピリホスメチル)	GR.A.M.M. GRUPPO ALIMENTARE MEDITERRANEO MILO SRL	令和2年10月1日
	うるち米(粉を含む。)	残留農薬(デルタメトリン及びトラロメトリン)	AZIENDA AGRICOLA LA GALLINELLA DI VELEZZO LOMELLINA S.R.L.	令和3年9月10日
インド	発酵茶及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(エチオン)	FORTNUM & MASON(英国)	令和3年8月19日
			RINGTONS TEA(英国)	令和3年8月19日
エクアドル	バナナ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ピリプロキシフェン)	JASAFRUT S.A.	令和3年7月21日
韓国	にら及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルフェナビル)	JINYANG	令和2年11月10日
		残留農薬(プロシミドン)	JINYANG	令和2年11月10日
	青とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(プロピコナゾール)	DAIICHI BUSSAN.	令和3年2月3日
		残留農薬(トリシクラゾール)	YONA TRADING COMPANY	令和3年3月23日
	赤とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(テトラコナゾール)	YONA TRADING COMPANY	令和3年3月23日
		残留農薬(ヘキサコナゾール)	18CTEAKOREA	令和3年4月16日
		残留農薬(プロピコナゾール)	NAMANDONG AGRICULTURAL COOPERATIVE	令和3年6月24日
	まくわうり(漬物用まくわうりを除く。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(プロシミドン)	HAN JIN	令和3年6月18日
スペイン	うるち米(粉を含む。)	残留農薬(デルタメトリン及びトラロメトリン)	JOSE MARIA GOMEZ MIRA S.A.	令和3年4月5日
			ARROCERIAS ANTONIO TOMAS,S.L.	令和3年4月5日
スリランカ	発酵茶及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ジウロン)	RANFER TEAS (PVT) LTD.	令和3年6月29日
タイ	おくら及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(プロフェノホス)	MIRACLE GRAND CO.,LTD.	令和3年1月20日
		残留農薬(シベルメトリン)	TROPICAL GREEN CO.,LTD.	令和3年3月9日
	オオバコエンドロ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(プロフェノホス)	TROPICAL GREEN CO.,LTD.	令和3年3月9日
		残留農薬(ジニコナゾール)	KIMHENG VEGGY IMPORT & EXPORT CO.,LTD.	令和3年4月30日
	未成熟えんどう(さや用種及びスナックエンドウと称されるものに限る。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(フルシラゾール)	KIMHENG VEGGY IMPORT & EXPORT CO.,LTD.	令和3年4月30日
		残留農薬(ヘキサコナゾール)	KIMHENG VEGGY IMPORT & EXPORT CO.,LTD.	令和3年4月30日

別表第3

(最終改正:令和3年9月16日)

対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者	検査強化日	
台湾	養殖鮭及びその加工品(簡易な加工に限る。)	レノミゾール	MONEY EELS CO.,LTD.	令和3年2月26日	
		残留農薬(ピラクロストロピン)	HUNG YUN FOOD CO.,LTD.	令和3年3月9日	
	バナナ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(デルタメトリン及びトクロメトリン)	MITAGRI CO., LTD.	令和3年4月22日	
			YILUNG AGRICULTURAL CO.,LTD.	令和3年4月22日	
		残留農薬(イミダクロプリド)	TAIWAN CHIEN SHIH CHUAN INTERNATIONAL ENTERPRISE CORP.	令和3年5月12日	
タンザニア	ごまの種子及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(イミダクロプリド)	SOMANI AGRO EXPORTS LIMITED	令和3年3月23日	
中国	おくら及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ハロキシホップ)	YANTAI YONGQING FOODSTUFF CO.,LTD. (3700/08394)	令和2年9月11日	
		残留農薬(メソミル)	ANHUI JINGYICHENG FOOD CO.,LTD.	令和3年5月26日	
	ほうれんそう及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ジフルベンズロン)	SHANDONG QINGGUO FOODS CO.,LTD.	令和2年10月19日	
		残留農薬(ピラクロストロピン)	YANTAI YONGSHENG FOOD CO.,LTD.	令和3年4月22日	
	にら及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルフェナビル)	WEIFANG XINSHENG FOOD CO.,LTD.	令和3年2月26日	
		残留農薬(プロシミドン)	LAIYANG YONGHE FOODSTUFF CO.,LTD.	令和3年4月5日	
	きくらげ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルピリホス)	SHANHAI WUCHAN INTERNATIONAL LIMITED	令和3年6月15日	
		残留農薬(イミダクロプリド)	FUJIAN SAN YOU FOOD CO.,LTD.	令和3年8月26日	
	えだまめ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ジフェノコナゾール)	LONGHAI SHIQIANG FREEZING FOOD CO.,LTD	令和3年9月14日	
	ベトナム	シソクサ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(イプロベンホス)	PHONG PHUC GIA LAI ONE MEMBER COMPANY LIMITED	令和3年6月4日
			残留農薬(ジフルベンズロン)	PHONG PHUC GIA LAI ONE MEMBER COMPANY LIMITED	令和3年6月4日
			残留農薬(ヘキサコナゾール)	PHONG PHUC GIA LAI ONE MEMBER COMPANY LIMITED	令和3年6月4日
PUK WHAN(アマメシバ)及びその加工品(簡易な加工に限る。)		残留農薬(ピリダベン)	VJ TRADING SERVICES. CO., LTD	令和2年9月29日	
		残留農薬(ベルメトリン)	VO MINH TAN	令和2年12月1日	
		残留農薬(インドキサカルブ)	TRAN VAN BUONG	令和3年2月3日	
		残留農薬(プロフェノホス)	TRAN VAN BUONG	令和3年2月3日	
きび(学名: <i>Panicum miliaceum</i>)及びその加工品(簡易な加工に限る。)		残留農薬(臭素)	THANH PHONG COMMERCIAL CO.,LTD.	令和3年2月26日	
レイシ(ライチ)及びその加工品(簡易な加工に限る。)		残留農薬(トリシクラゾール)	VJ TRADING SERVICES.CO.,LTD	令和3年6月18日	
ピタヤ(ドラゴンフルーツ)及びその加工品(簡易な加工に限る。)		残留農薬(メタラキシル及びフェノキサム)	YASAKA FRUIT PROCESSING LIMITED COMPANY	令和3年9月16日	
南アフリカ	りんごジュース(原料果汁がりんごに由来するものに限る。)及び原料用りんご果汁	パツリン	APPLETISER SOUTH AFRICA (PTY) LTD.	令和3年8月23日	

別表第3

(最終改正:令和3年9月16日)

対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者	検査強化日
メキシコ	いちご及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ヴェナザキン)	DRISCOLLS OPERACIONES S.A DE C.V.	令和2年12月3日
			CELSUS EXPORT LLC(米国)	令和2年12月3日
	青とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(プロピコナゾール)	EL RUISEÑOR DE MEXICO,S.A.DE C.V.	令和2年12月25日
			芽キャベツ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ピリダリル)
AGROPRODUCTOS LAS CUMBRES,S.DE R.L.DE C.V.	令和3年3月5日			
ロシア	さけ・ます及びその加工品(簡易な加工に限る。)	マラカイトグリーン	NEPTUNE CO.,LTD.	令和2年12月25日